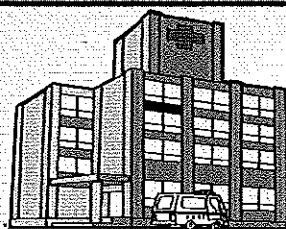


本県の災害医療体制整備について

三連動地震等の大規模災害の発生に備え、発災直後から迅速かつ継続的に、必要な医療サービスが提供できる「災害医療体制」の充実・強化に取り組む。

災害拠点病院の追加指定

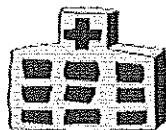


災害拠点病院

災害医療体制の更なる体制強化を図るため、災害医療の中核的な役割を担う「災害拠点病院」の追加指定を行う。

災害拠点病院
を支援・補完

災害医療支援病院の指定



災害医療支援病院

災害医療支援病院

■ 軽症・中等症患者の受入や災害拠点病院へ医師派遣等を行う医療機関を「災害医療支援病院」として県独自に指定

東部・南部・西部の
各圏域毎に
複数指定を目指す

災害医療コーディネーター

被災地の医療支援を統括・調整

刻々と変化する被災状況を的確に把握し、医療資源の適正な配置を行う



二次医療圏毎に
(災害拠点病院等)、
合計15名を配置予定

広域医療搬送拠点の複数化

県内での治療が困難な重症患者を、県外へ搬送する「広域医療搬送拠点」の複数化に向け、関係機関と調整を図る

「あすたむらんど徳島」

に加え、

追加指定

とくしま
阿波おどり空港

さらに、

南部地域において、円滑な患者搬送を行うため、
県内の医療施設等への搬送拠点を確保

まぜの丘、
蛇王運動公園等